

第十八条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「船舶、航空機」を「船舶」に、「より滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした」を「起因して事業又は居住の用に供することができなくなった」に改め、同項の表の第一号の中欄中「百分の十五」を「百分の十」に改め、同号の下欄中「百分の十八」を「百分の十二」に改め、同表の第二号の中欄中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号の下欄中「百分の三十六」を「百分の二十四」に改め、同表の第三号の上欄中「航空機」を削り、同号の中欄中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号の下欄中「百分の三十六」を「百分の二十四」に改める。

第十八条の三第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「次に掲げる全ての要件」の下に「（租税特別措置法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者その他の政令で定める法人（次項において「中小企業者等」という。）にあつては、第一号及び第二号に掲げる要件）」を、「第三号」の下に「及び次項第五号」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同項第三号中「当該産業集積事業の用に供する減価償却資産で政令で定める規模のものの取得又は製作若しくは建設をしている」を「取得又は製作若しくは建設をした当該産業集積事業の用に供する減価償

却資産の取得価額の合計額が三億円以上である」に改め、同条第二項中「掲げる事業年度」の下に「(中小企業者等に該当しない法人にあつては、第一号から第四号までに掲げる事業年度)」を加え、同項に次の一号を加える。

五 次に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度

イ 前項の指定があつた日を含む事業年度(当該指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があつた日を含む連結事業年度。ロにおいて「指定事業年度」という。)において取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産で同項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業の用に供するものの取得価額の合計額が三千万円に満たない場合における各事業年度

ロ 指定事業年度開始の日から当該事業年度終了の日(当該終了の日が当該開始の日以後三年を経過する日後である場合には、同日)までの間に取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産で前項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業の用に供するものの取得価額の合計額が五千万円に満たない場合における当該事業年度

第十八条の三第三項中「百二十」の下に「（平成二十八年四月一日以後に第一項の指定を受けた法人にあっては、六十）」を加える。

第十八条の九第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「土地開発公社」の下に「が行う東日本大震災からの復興のための事業の用に供するためにこれらの者のうちいづれかの者」を加える。

第十九条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「同表の」の下に「第一号の下欄のロ又は」を加え、同項の表の第一号の上欄中「いう。次号」を「いう。以下この表」に改め、同号の下欄を次のように改める。

次に掲げる資産

- イ 東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（イにおいて「特定被災区域」という。）内にある土地若しくは土地の上に存する権利（次号及び次項において「土地等」という。）又は特定被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産
- ロ 被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用

第十九条第四項中「第二号」を「第一号の下欄の口若しくは第二号」に改め、同条第六項中「（同法第四十六条の規定及び同条の規定に係る同法第五十二条の三の規定を除く。）」を削り、同条第八項中「同表の」の下に「第一号の下欄の口又は」を加え、同条第十一項中「第二号」を「第一号の下欄の口若しくは第二号」に改める。

第二十条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「（同表の」の下に「第一号の下欄の口又は」を加え、同条第二項第二号、第四項第二号、第七項及び第八項中「同表の」の下に「第一号の下欄の口又は」を加え、同条第十四項及び第十六項中「第二号」を「第一号の下欄の口若しくは第二号」に改める。

第二十一条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第二十五条の二第一項中「同欄」を「当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄」に改め、「（当該減価償却資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五）に

相当する金額をいう。)」を削り、同項の表の第一号の第一欄中「この表」の下に「及び第四項第一号」を加え、同号の第二欄中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同号の第五欄中「建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であることその他」を削り、同条第二項中「同欄」を「当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄」に、「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」を「に税額控除率を乗じて計算した」に、「第四項に」を「第四項第三号に」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別償却限度額 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ 機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限

る。) その取得価額から普通償却限度額を控除した金額

ロ 機械及び装置 (イに掲げるものを除く。) その取得価額の百分の五十 (平成三十一年四月一日

から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の三十四) に相当する金額

ハ 建物及びその附属設備並びに構築物 (第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体 (同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。) の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。) その取得価額の百分の二十五に相当する金額

ニ 建物及びその附属設備並びに構築物で、第一項の表の第一号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるもの (ハに掲げるものを除く。) その取得価額の百分の二十五 (平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七) に相当する金額

ホ 第一項の表の第二号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同

号の第五欄に掲げる減価償却資産 その取得価額の百分の二十五に相当する金額

二 税額控除率 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいう。

イ 前号イに掲げる減価償却資産 百分の十五

ロ 前号ロに掲げる減価償却資産 百分の十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一

日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の十）

ハ 前号ハに掲げる減価償却資産 百分の八

ニ 前号ニに掲げる減価償却資産 百分の八（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日

までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）

ホ 前号ホに掲げる減価償却資産 百分の八

三 繰越税額控除限度超過額 前項の連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四

年以内に開始した各連結事業年度（同日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない

場合には、当該事業年度（以下この号において「四年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業

年度まで連続して当該連結親法人による連結確定申告書の提出（四年以内事業年度にあつては、確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（四年以内事業年度における第十七条の二第二項に規定する税額控除限度額（以下この号において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この号において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

第二十五条の二第八項中「同項」を「同項」に改め、同条第十項中「連結確定申告書に第三項に規定する」を「連結確定申告書に」に、「第四項」を「第四項第三号」に、「に、第三項」を「に第三項」に改め、「同項に規定する」を削り、同条第十一項中「は、第三項に規定する」を「は、」に、「第四項」を「第四項第三号」に改め、同条第十二項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同条第十三項中「第六十八条の十一第七項から第九項まで」を「第六十八条の十一第三項から第五項まで」に、「及び

第三項、第六十八條の十五第二項及び第三項、第六十八條の十五の二第二項、第六十八條の十五の三」を
「第六十八條の十四の二第二項、第六十八條の十五第二項、第六十八條の十五の二」に、「第六十八條
の十五の四第二項」を「第六十八條の十五の三、第六十八條の十五の四第二項」に改め、「第六十八條
の十五の六第七項及び第八項」を削る。

第二十五條の二の二第七項中「〔第四項〕」を「〔第四項第三号〕」に改め、同條第八項中「百分の
四・四」を「百分の十・三」に改める。

第二十五條の二の三第七項中「〔第四項〕」を「〔第四項第三号〕」に改め、同條第八項中「百分の
四・四」を「百分の十・三」に改める。

第二十五條の三第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「復
興産業集積区域」の下に「（以下この項において「復興産業集積区域」という。）」を、「事業所」の下
に「（以下この項において「産業集積事業所」という。）」を、「者をいう。」の下に「以下この項及
び」を、「百分の十」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人で、平成三十一年四月一日から平成
三十三年三月三十一日までの間に当該指定を受けたものが、当該指定をした認定地方公共団体（福島県又

は福島県の区域内の市町村を除く。)の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあつては、百分の七)」を加え、同条第二項第四号中「第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の二」に改め、同条第三項中「に、同項」を「に同項」に改め、同条第五項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同条第六項中「第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の二」に改める。

第二十五条の三の二第二項第五号中「第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の二」に改め、同条第四項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第二十五条の三の三第二項第五号中「第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の二」に改め、同条第四項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第二十五条の四第一項中「第二十五条の二第四項」を「第二十五条の二第四項第三号」に改める。

第二十五条の五第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「復興産業集積区域」の下に「(第一号において「復興産業集積区域」という。)」を加え、「当該開発研究用資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する」を「次の各号に掲げる開発研究用資産

の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該連結親法人又はその連結子法人で、東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体（当該認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は製作若しくは建設をして当該認定に係る復興産業集積区域内において開発研究の用に供した開発研究用資産 その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額

二 前号に掲げるもの以外の開発研究用資産 その取得価額の百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、百分の三十（四）に相当する金額

第二十五条の五第二項中「は、租税特別措置法第六十八条の九第六項第六号」を「（租税特別措置法第六十八条の九第六項第六号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）は、同号」に改める。

第二十六条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「船舶、航空機」を「船舶」に改め、同項の表の第一号の中欄中「百分の十五」を「百分の十」に改め、同号の下

欄中「百分の十八」を「百分の十二」に改め、同表の第二号の中欄中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号の下欄中「百分の三十六」を「百分の二十四」に改め、同表の第三号の上欄中「航空機」を削り、同号の中欄中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号の下欄中「百分の三十六」を「百分の二十四」に改める。

第二十六条の三第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「次に掲げる全ての要件」の下に「(租税特別措置法第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人その他の政令で定めるものにあつては、第一号及び第二号に掲げる要件)」を、「第三号」の下に「及び第六項第八号」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同項第三号中「当該産業集積事業の用に供する減価償却資産で政令で定める規模のもの取得又は製作若しくは建設をしている」を「取得又は製作若しくは建設をした当該産業集積事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が三億円以上である」に改め、同条第三項中「百二十」の下に「(平成二十八年四月一日以後に第一項の指定を受けた連結親法人又はその連結子法人にあつては、六十)」を加え、同条第六項に次の一号を加える。

八 第一項の指定を受けた連結法人(同項に規定する中小連結法人その他の政令で定めるものに限

る。)の次に掲げる連結事業年度のいずれにも該当する連結事業年度における当該指定を受けた連結法人

イ 第一項の指定があつた日を含む連結事業年度(当該指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該指定があつた日を含む事業年度。ロにおいて「指定連結事業年度」という。)において取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産で同項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業の用に供するものの取得価額の合計額が三千万円に満たない場合における各連結事業年度

ロ 指定連結事業年度開始の日から当該連結事業年度終了の日(当該終了の日が当該開始の日以後三年を経過する日後である場合には、同日)までの間に取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産で第一項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業の用に供するものの取得価額の合計額が五千万円に満たない場合における当該連結事業年度

第二十六条の九第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第二十七条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「同表

の」の下に「第一号の下欄の口又は」を加え、同項の表の第一号の上欄中「いう。次号」を「いう。以下この表」に改め、同号の下欄を次のように改める。

次に掲げる資産

- イ 東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（イにおいて「特定被災区域」という。）内にある土地若しくは土地の上に存する権利（次号及び次項において「土地等」という。）又は特定被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産
- ロ 被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

第二十七条第四項中「第二号」を「第一号の下欄の口若しくは第二号」に改め、同条第六項中「（同法第六十八条の三十一の規定及び同条の規定に係る同法第六十八条の四十一の規定を除く。）」を削り、同条第八項中「同表の」の下に「第一号の下欄の口又は」を加え、同条第十一項中「第二号の下欄又は第十条第一項の表の第二号」を「第一号の下欄の口若しくは第二号の下欄又は同条第一項の表の第一号の下欄の口若しくは第二号」に、「第十九条第一項又は」を「同条第一項又は」に改める。

第二十八条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「(同表の)の下に「第一号の下欄の口又は」を加え、同条第三項第二号、第五項第二号、第八項及び第九項中「同表の)の下に「第一号の下欄の口又は」を加え、同条第十五項及び第十七項中「第二号」を「第一号の下欄の口若しくは第二号」に改める。

第二十九条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第三十八条の二第八項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第六項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする」に改める。

第四十条の三及び第四十条の四中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第四十条の五を次のように改める。

(被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税)

第四十条の五 東日本大震災復興特別区域法第四十六条第一項に規定する復興整備計画に記載された同条第二項第四号に規定する復興整備事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三百三十二号。以下この条において「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業（東日本大震災復興特別区域法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。）により当該復興整備計画を作成した東日本大震災復興特別区域法第四十六条第一項に規定する被災関連市町村が取得した集団移転促進法第二条第一項に規定する移転促進区域内の土地の利用に係るものに限る。）の実施区域（東日本大震災復興特別区域法第六十四条第一項の規定により同項の届出対象区域として指定された区域に限る。）内の土地に関する権を有する者が、平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該復興整備事業の用に供するため当該土地に関する権利を当該被災関連市町村に対し交換により譲渡し、かつ、当該交換により当該被災関連市町村の有する当該実施区域外の土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるも

のに限り、登録免許税を課さない。

第四十一条の四中「平成三十年九月三十日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第四十二条第五項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第七項中「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第八項中「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第四十三条の二第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第四十五条第一項及び第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項及び第二項中「平成二十八年四月三十日」を「平成三十一年四月三十日」に改める。

第五十二条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改

正)

第十四条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第七項中「提出期限の翌日」を「国外転出の日から満了基準日（当該国外転出の日）に、「同日前に」を「又は」に、「規定する場合」を「規定する帰国等の場合」に、「場合には、同日とその該当することとなった日から」を「日のいずれか早い日をいう。」の翌日以後」に改め、「のいずれか早い日」を削り、同条第九項中「当該提出期限の翌日」を「同条第一項に規定する贈与の日から贈与満了基準日（当該贈与の日）に、「同日前に同条第一項に規定する場合」を「又は同項に規定する受贈者帰国等の場合」に、「場合には、同日とその該当することとなった日から」を「日のいずれか早い日」を削り、同条第十項中「当該復興特別所得税に係るう。」の翌日以後」に改め、「のいずれか早い日」を削り、同条第十項中「当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに、」を「政令で定めるところにより」に改め、「かつ、」の下に「当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに」を加え、「当該提出期限の翌日」を「その相続の開始の日から相続等満了基準日（当該相続の開始の日）に、「同日前に」を「又は」に、「規定する場合」を「規定する相続人帰国等の場合」に、「場合には、同日とその該当することと

なつた日から」を「日のいずれか早い日をいう。」の翌日以後」に改め、「のいずれか早い日」を削る。

第二十条の二の見出しを「(期限後申告及び修正申告等の特例)」に改め、同条中「第百五十一条の二(同法第百六十六条の三)」を「第百五十一条の四(同法第百六十六条)」に改め、「(その相続人及び包括受遺者を含む。)」を削り、「第百五十一条の二第一項各号」を「第百五十一条の四第一項各号」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

所得税法第百五十一条の二(同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人及び包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十一条の二第一項に規定する総所得金額のうち同項に規定する有価証券等に係る譲渡所得等の金額が含まれていることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第九條第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

2 所得税法第百五十一条の三(同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定は、復興特別

所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十一条の三第一項に規定する総所得金額のうち同項に規定する有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額、未決済信用取引等の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額が含まれていることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

第二十条の二に次の三項を加える。

4 所得税法第百五十一条の五第一項、第四項及び第五項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第十七条第一項の規定による申告書の提出期限後に同法第百五十一条の五第一項の規定に該当して同項の規定による期限後申告書を提出すべき者が、第十七条第一項の規定による申告書を提出すべき場合について準用する。

5 所得税法第百五十一条の五第六項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十一条の五第一項から第三項までの規定により申告書を提出するこれらの規定に規定する居住